

ご案内

弁護士による的確なアドバイス

無料法律窓口相談所を開設！



経済の冷え込みと共に、取引、クレジット・サラ金、消費者からのクレーム、資金繰り、をはじめ、労働者・労働契約、賃金・労働時間など様々なトラブルに巻き込まれ、「誰に相談して良いのか」「どうしたら良いのか」とお困りになったことはありませんか？

県連合会では、岐阜・西濃地区 20 商工会の共催により、県内にて商工業を営む小規模事業者の皆さまが、直接、弁護士と相談できる無料法律相談所を下記により開設いたします。

ご利用にあたっては、裏面の申込書を北方町商工会もしくは、岐阜・西濃広域支援室までご送付ください。



☆☆ 無料法律相談所開催日程 ☆☆

1. 開催日時：平成 29 年 10 月 10 日（火）
13 時 00 分 ～ 17 時 00 分まで
2. 開催場所：北方町商工会
3. 講師：かな口 崇 弁護士
4. 申込方法：裏面の申込書記入の上、以下までお申し込みください。
北方町商工会 FAX (058-324-7652)
岐阜・西濃広域支援室 FAX (058-374-4601)

5. 申込受付：
平成 29 年 10 月 3 日（火）
【但し、定員になり次第締め切り】

6. お問い合わせ先
主催者：岐阜・西濃広域支援室
☎:058-374-4600
幹事商工会：北方町商工会
☎:058-323-1101



(本事業は、岐阜県の補助金を受け実施しております。)

無料法律窓口相談申込書

平成 29 年 10 月 10 日開催の北方町商工会無料法律窓口相談に申し込みます。

<送付先> 岐阜・西濃広域支援室 行き
FAX:058-374-4601

平成 年 月 日

企 業 名			
代 表 者 名			
相 談 者 名	※代表者と異なる場合のみご記入		
所 在 地	〒 — ☎ () — FAX () —		
業種・資本金	業種	資本金	万円
売上高・従業員	売上高	万円	従業員 名
希 望 時 間 帯 (□にレ点を記入)	<input type="checkbox"/> 午後 1 時より <input type="checkbox"/> 午後 3 時より	<input type="checkbox"/> 午後 2 時より <input type="checkbox"/> 午後 4 時より	
相 談 内 容 (可能な限り具体的に ご記入ください。)			

北方町商工会 開催分

(注1) 相談時間は、1時間以内。ご希望時間に添えない場合もありますので、予めご了承をお願いします。

(注2) 上記項目を全てご記入ください。なお、ご記入いただいた情報は、本相談会に関するご案内、資料送付等のために利用し、その目的以外での利用はいたしません。